

令和5年度 第3回安城市男女共同参画審議会 議事要旨

日時	令和5年11月13日（月） 午後1時30分～午後2時30分	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	高橋会長、飯野副会長、杉浦壮多委員、中根委員、濱田委員、九十九委員、矢嶋委員、杉浦絵里子委員、中村委員 (欠席：太田紗絵子委員、堀内委員、太田淳一委員、峰委員)
	事務局	長谷部市民生活部長、早水市民協働課長、市民協働係職員（幸田、近藤、島、鈴木） 委託業者：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 江口氏
次第	1 市民憲章唱和 2 会長挨拶 3 議題 (1) 第5次安城市男女共同参画プランの計画素案について (2) パブリックコメントについて 4 その他	

今回の会議の目的

- ・第5次安城市男女共同参画プランの計画素案の検討
- ・パブリックコメントについての説明

議事要旨

(司会)

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ安城市男女共同参画審議会にご出席いただきありがとうございます。

本日の会議におきましては、環境に配慮するとともに、働きやすい職場環境づくりの一環として、軽装（ノーネクタイ等）を実施しています。職員も軽装で出席いたしますので、ご承知おきください。

本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。太田紗絵子委員、堀内委員、太田淳一委員、峰委員からご欠席のご連絡をいただいておりますが、ただいまの出席委員は安城市男女共同参画審議会規則第4条第2項に規定します委員の半数以上に達しており、審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、第5次男女共同参画プラン策定業務を委託しております株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の江口様が同席させていただきますのでご報告いたします。

それでは、ただ今から令和5年度第3回安城市男女共同参画審議会を開催いたします。

1 市民憲章唱和

次第1「市民憲章唱和」市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章につきましては、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

(市民憲章唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。

2 会長挨拶

(司会)

それでは、次第2「会長挨拶」高橋会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長)

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

先日、ノーベル経済学賞の受賞者が発表されました。女性の研究者で、アメリカのハーバード大学クラウディア・ゴールドフィン氏が受賞されました。女性の雇用や男女の賃金格差の要因などを研究されており、日本語訳で「なぜ男女の賃金に格差があるのか」という本も出されています。その記者会見で日本のことにも触れ、労働市場や低い出生率の改善策についても話され、日本の育児休業制度は手厚いと評価されました。これはユネスコでも評価されているということですが、一方で職場に影響を与えるなどの理由で休業を取得しない人が多いことや、女性の終身雇用が少ないこと、賃金が安いことなど、まだ日本社会が女性の働き方の意識の変化に追いついていないという見方を示されています。本審議会の検討内容としても、意識や実態の改善が必要だと思いました。

本学でも「ワークライフバランスカフェ」という形で職員が活動して、いろいろと話し合っております。その中でも非正規雇用は出産・育児がしにくいという話があがっています。そういったところでも労働環境を改善していければと思います。

このあと次期プランの計画素案の説明がございますが、今回承認された内容で12月にパブリックコメントが実施されるということです。できるだけご意見をたくさんいただき、有意義な話し合いになることを期待しております。本日もよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、次第3「議題」に入らせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、ご発言をする場合、必ず挙手をしていただき、指名された後、マイクを持ってご発言していただきますようお願いいたします。

では高橋会長お願いいたします。

(会長)

では、議事を進めてまいります。議題（１）第５次安城市男女共同参画プランの計画素案について、事務局より説明をお願いします。

3 議題

(１) 第５次安城市男女共同参画プランの計画素案について

(事務局)

議題（１）第５次安城市男女共同参画プランの計画素案について説明

(会長)

ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

それでは、私からの意見ですが、３７ページの成果指標は重要なところだと思います。方向性の矢印が下がっていると、目標値に近付いているのか判断が難しいと思いますので、先に目標値があると読み取れるかと思います。方向性の意味を矢印でわかりやすく視覚化しているのだと思いますが、ややわかりにくいです。

(事務局)

作業部会の中で指摘があったことにより追加したものです。通常、目標値というものが上がっていくイメージだと思いますが、下げる目標値も含まれているため、それが目標値に近付いているのか遠ざかっているのかがわかりにくいということでした。そこで、目標値の方向性が見てわかるように矢印で記載させていただきましたが、これも一部ではわかりづらいという意見もあり、こういった形の記載がいいのか悩みどころではあります。

(会長)

わかりました。方向性の前に「望ましい方向性」とか「求められる方向性」とか「目標の方向性」とか何か言葉があるとわかりやすいかと思いました。

(事務局)

今、ご意見をいただきましたように、方向性に注釈を付けさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(会長)

よろしくをお願いします。

(委員)

54ページの「DV被害に対する早期対応・支援」について質問です。DV被害者の中には、少数ですが男性の方もいらっしゃると思います。安城市で男性からのDVの相談は今までにありましたか。

(事務局)

男性専門の相談窓口としては設置していないため、主には全国的な相談窓口をご案内しています。男性の相談の件数は把握していません。

※補足：相談窓口の対象者として、18歳未満の子どもを連れた方は子育て支援課、障害のある方は障害福祉課、65歳以上の方は高齢福祉課、それ以外の方は社会福祉課で対応しています。男性専門の相談窓口は設置していませんが、男性の相談者は社会福祉課で対応しています。

(委員)

ありがとうございます。安城市子育て健康部健康推進課のホームページで、「いのち支える安城計画」というものを拝見したのですが、その中でDVに関する相談窓口は愛知県女性相談センターを紹介されていました。男性はないのかと思ったら、安城市のホームページにきちんと紹介がありまして、「男性DV被害者ほっとらいん」にお電話くださいとのことでした。しかし、土曜日の午後しか開いてないため利用しづらいと思いますので、安城市のほうで男性職員がお話を聞いてくださるといいのではないかと思います。

(事務局)

関係各課と共有させていただきます。

(委員)

52ページの28番、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の制定及び運用」というところで質問です。現状はやっていないということですが、「実施・継続」の方向性になっていますので、具体的な計画があれば教えてください。

(事務局)

パートナーシップ・ファミリーシップ制度につきましては、制度導入の検討作業に入っております。関係各課と調整中ですので、制度導入の時期等がはっきり決まりましたらお示しさせていただきます。方向性につきましては、現在まだ実施はされておりませんが、今後実施し継続していくということで書かせていただいております。

(委員)

59ページの3行目に「男女共同参画の視点を浸透させるとともに」という文言がありますが、何を浸透させているのでしょうか。

それから、その下に「自治会などとの連携を図りながら」と書いてありますが、私は自治会長をやっていますがこのような話を聞いたことがありません。どのような対応をされているのかお聞かせください。

(事務局)

1点目、「職員に対して男女共同参画の視点を浸透させるとともに」というところで、男女共同参画というとても広い取組になります。各課において様々な取組をしているところですが、最初の行にもありますように幅広く関わりがあり、各課の担当者の中で意識がされているかどうかという問題があります。男女共同参画に関する意識の浸透、各課職員への啓発というものが必要になるかと思えます。そこから、関係各課の連携により市全体で男女共同参画を進めていく必要があると思っております。

2点目ですが、「自治会」ではなく「自治体」ということで書かせていただきました。近隣市町や県との連携を図りながら取組を進めさせていただくという内容で書かせていただいております。

(委員)

49ページの「(1) 男女共同参画に関する啓発」ということで、市民活動団体等との協働による情報誌の作成・発行により、市民に発信していくという取組があります。興味のある方は手に取り閲覧すると思えますが、興味のない方にも見ていただくような取組や、みんなが見られる方法など何か考えがありましたら聞きたいです。

(事務局)

情報誌は興味のある方は手に取っていただく機会があるかと思えますが、そうでない方、多くの方にどう啓発していくかは大きな課題です。安城市の公式ウェブサイトにも掲載はしていますが、そのページに辿り着く方がどれだけいらっしゃるかというのも課題です。そのほか、広報紙に情報誌が発行された際の紹介と、最近見ていただける方が多い市の公式LINEにも掲載します。今回作成中の情報誌では、エンパワーメント講座の受講生の、30代40代の方を中心に記事を作成していただく取組が新しく始まり、新しい視点を取り入れた形での記事の作成をしてまいります。そちらのネットワーク展開も期待をしています。

(委員)

周知徹底はかなり難しいと思えますので、力を合わせてやっていただきますよう、よろしくお願ひします。

(会長)

今回のパブリックコメントもSNSで周知する予定でしょうか。

(事務局)

そちらもSNSでお知らせする予定です。

(委員)

私は「さんかく21・安城」に所属していますので、情報誌の話に触れていただきうれしく思います。作っていてもどれだけ皆さんに発信できているかはわかりませんし、どう発信すればいいのかいつも話し合い、悩んで、何が正解かわからないという状態です。啓発というのは本当に難しいですが、50ページの22番に学校で男女共同参画に関する教育をすべての学級で行っていること、道徳の授業や学校生活全般における学びを充実する、と書かれています。ただ、どの程度のことを学校で行っているのかは一般市民にはわかりにくく、疑問があります。また、53ページの30番にデートDVに関するリーフレットの配布の取組がありますが、配布しているだけで内容の説明はほとんどないのではと思います。若い世代に学びの場をどう作っていくかを学校教育課の方で検討していただけたらうれしいと思います。

(事務局)

22番の学校における男女共同参画に関する教育がどこまでできているのか、30番のリーフレットが配布のみになっているのではないかとということですが、授業の内容については各学校にお任せしていますので、必ずこのようにやってくださいとお願いしているわけではありません。今ご意見をいただきましたので、学校教育課にお伝えして、ただ配布だけするのではなく、説明をしながら話し合いができるようお願いできればと考えています。

(副会長)

29ページの基本目標1の「男女平等意識の促進」という文言ですが、この書き方が誤解を生むのではないかと思います。私は、男女平等意識の促進というのは、『男女が平等であるべきという意識』の促進と捉えています。だから、「社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であると考える市民の割合」が減っているというのは、男女平等の意識が促進された結果、現状は男女平等ではないと思う人が増えたということだと思うので、それはいいことだとも考えられます。しかし、ここでは現在安城市において『男女が平等になっているという感覚』を持つ人の割合が減っており、男女平等感は後退していると捉えられています。そうであれば、例えば「男女平等感の前進」などの書き方でないと、私のような人が誤解をするのではないかと思います。何かいい書き方はないかなと思います。

(会長)

私からも質問ですが、途中経過として不平等であるという意識が促進されてきたような側面があって、アンコンシャスからコンシャスになってきているというところでは前進ではないかというご意見だと思います。最終的な目標設定というところでは、

このままで間違いないのでしょうか。

(副会長)

30ページにあるように、男女平等感でいうと平等であると感じている方が減っているので、後退しているということになると思うのですが、男女平等意識というと男女が平等であるべきと捉えますので、この文言の書き方の問題だと思います。

(事務局)

基本目標1の「男女平等意識の促進」というのは4次プランの時の表現で、今回の5次プランでは37ページの成果指標の基本目標1では「女性のさらなる活躍促進」、基本目標3では「多様な生き方」と見出しを変えました。平等というものから、個性を尊重するというものに変えています。

(副会長)

わかりました。それでけっこうです。ありがとうございました。

(委員)

53ページの30番「生徒に対するDV防止に向けた情報提供・啓発の実施」ですが、私の息子が中学3年生でこのリーフレットをいただいておりました。こういうことを知っているか聞いたところ、よく知っており、お子さんや先生によって様々だとは思いますが、興味のある生徒は自分で読み解き、先生方もお声かけしてくださると思います。ある程度周知はされているのかなという感想でした。

(会長)

ロゴマークについてはよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移ります。

続きまして、議題(2)パブリックコメントについて、事務局より説明をお願いいたします。

議題(2)パブリックコメントについて

(事務局)

議題(2)パブリックコメントについて説明

(会長)

ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

(委員)

今までこのようなパブリックコメントのチラシは見たことがないのですが、今回初めてでしょうか。アプローチがすごくいいなと思いました。

(事務局)

チラシの作成と送付につきましては、前回もお送りしましたが、今回はより多くの方に配布する予定です。以前は男女共同参画の関連団体にだけ送付していましたが、今回は交流センターに登録のあるすべての団体に送付するのと、学校のほうにも広めていきたいと思っています。

(会長)

前は意見が51件もあり、今回はもっと増えると思いますので、職員の皆さんが大変になるだろうと心配になりますが、よろしくお願いいたします。

(委員)

プランは閲覧場所で見れないのでしょうか。広報紙などでQRコードを掲載して、そこから閲覧ができるようになるのでしょうか。

(事務局)

はい。チラシのほうにもQRコードを載せますが、広報あんじょうにも同じようにQRコードを掲載して、ページに飛べるようにいたします。

(会長)

それでは、議題については、皆さまのおかげをもちまして、以上で終了となります。ここからの進行は、事務局でお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。「その他」次回の審議会について事務局からご連絡いたします。

4 その他

(事務局)

次回、第4回審議会につきましては、令和6年2月13日(月)午後1時30分開始と記載をしておりますが、都合により午後2時からに変更させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。また、内容につきましてはパブリックコメントの結果と、市の考えについてご審議いただく予定となっております。

その後2月19日には、会長より市長へプランの答申をしていただく予定となっております。

次回以降の予定は以上となっておりますので、よろしくお願いいたします。

(課長)

本日は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。本日いただいたご意見を反映しました第5次プラン案でパブリックコメントを実施し、次回は提出された意見とそれに対する回答案についてご審議いただきます。今後ともご指導・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日の資料及び議事録につきましては、市公式ウェブサイトに掲載し、公表してまいります。

以上で令和5年度第3回安城市男女共同参画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。